

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 1 月 25 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500789号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500243号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(16万700円)の支払を受け、標準賞与額(16万円)に基づく厚生年金保険料(8,784円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500806号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500244号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を24万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(24万4,400円)の支払を受け、標準賞与額(24万4,000円)に基づく厚生年金保険料(1万3,395円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500808号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500245号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を21万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年7月16日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていることを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年7月16日を支給日とする「賞与統計表2」により、請求期間において、請求者は、賞与(21万2,700円)の支払を受け、標準賞与額(21万2,000円)に基づく厚生年金保険料(1万1,638円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年7月16日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500713号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500242号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和38年10月16日から昭和47年3月1日まで

私は請求期間においてもA社に継続して勤務していた。60歳になって初めて請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに気が付いたが、間違いなく勤務していたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の陳述及びA社の作品録から、請求者が請求期間において同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間当時、請求者を含め制作部門の従業員については、雇用形態が作品ごとの請負契約によるものであったことから、昭和38年頃に全員を厚生年金保険から脱退させ、その後、昭和47年3月に同部門の従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとするまでの期間については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険に加入させていない期間は給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨陳述しているところ、請求期間当時、制作部門に継続して勤務していたとする複数の同僚についても、請求者同様、請求期間に厚生年金保険の加入記録がないことがオンライン記録により確認できる。

また、上記同僚及びA社において昭和47年3月1日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のうち、同日より前から同社の制作部門に勤務していたとする複数の者は、制作部門の従業員は皆請負契約の従業員であり、昭和47年3月1日までは厚生年金保険に加入していなかった旨陳述しており、当該同僚及び従業員の中に、厚生年金保険被保険者期間となっていない期間において給与から厚生年金保険料を控除されたと回答している者はいない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。